三　（略）

イ　（略）

ロ　当該周縁の地下水の水質が地下水基準に適合しており、かつ、前号の調査の結果当該土地の土壌に含まれる特定有害物質による汚染状態が規則第三十一条第一項の基準に適合している場合

ハ　（略）

四　（略）

五　自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、自然由来等土壌の飛散及び流出を防止するための措置として自然由来等土壌を利用した場所の表面を土砂で五十センチメートル以上覆うこと又はこれと同等以上の効果を有する方法により当該場所の表面を覆うとともに、当該自然由来等土壌構造物利用施設であった施設の内部に雨水その他の水が滞留するおそれがある場合にあっては、当該場所の表面を遮水シートで覆うことその他の措置により、当該自然由来等土壌構造物利用施設であった施設の内部に雨水その他の水を滞留させないこと。

六　自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設にあっては、自然由来等土壌の飛散及び流出を防止するための措置として自然由来等土壌を利用した場所の表面を土砂で五十センチメートル以上覆うこと又はこれと同等以上の効果を有する方法により当該場所の表面を覆うこと。

2　第五条第二十四号の規定は、第一項第一号の場合について準用する。この場合において、第五条第二十四号中「再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者（次号において「再処理汚染土壌処理業者」という。）」とあるのは「第十三条第一項第一号の処理を委託された汚染土壌処理業者」と、「前号」とあるのは「同号」と、「当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者」とあるのは「当該処理を委託した法第二十七条第一項の汚染土壌処理業者」と読み替えるものとする。

3　（略）

一～四　（略）

五　第一項第五号の措置　汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日から三十日

六　第一項第六号の措置　汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日から三十日

4　（略）

（汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請）

第十四条　（略）

2　（略）

一～五　（略）

三　（略）

イ　（略）

ロ　当該周縁の地下水の水質が地下水基準に適合しており、かつ、前号の調査の結果当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が規則第三十一条第一項の基準に適合している場合

ハ　（略）

四　（略）

（新規）

（新規）

2　第五条第十九号の規定は、第一項第一号の場合について準用する。この場合において、第五条第十九号中「再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者（次号において「再処理汚染土壌処理業者」という。）」とあるのは「第十三条第一項第一号の処理を委託された汚染土壌処理業者」と、「前号」とあるのは「同号」と、「当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者」とあるのは「当該処理を委託した法第二十七条第一項の汚染土壌処理業者」と読み替えるものとする。

3　（略）

一～四　（略）

（新規）

（新規）

4　（略）

（汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請）

第十四条　（略）

2　（略）

一～五　（略）